

新型コロナウイルス感染症に罹患された患者様へ

「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」の発行を行わないことについて

2022年7月29日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定されました。

従業員等が感染し自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書等で確認を行うこととされています。

新型コロナウイルス感染症の急拡大による医療のひっ迫を回避し、重症化リスクのある方への対応を確実に行うことが出来ますよう、ご理解・ご協力の程よろしく願います。

2022年8月10日
奄美中央病院
院長 平元 良英